

中軽度難聴児の方に補聴器の購入又は修理費用の一部を助成します。

聴覚に障害があっても身体障害者手帳の取得要件に満たない難聴児の方の補聴器の購入又は修理費の一部を助成します。助成を受けるには、必ず補聴器の購入又は修理の前に申請が必要です。

対象者

次の①～⑤のすべてに該当する児童

- ① 金沢市内に住所を有する18歳未満の者
- ② 両耳の聴力が原則として30dB以上70dB未満で身体障害者手帳の交付対象とされない者
- ③ 補聴器の装用により、言語習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者
- ④ 世帯の市町村民税の所得割額が46万円未満の者
※世帯：保護者及びその他の世帯構成員
- ⑤ 市税を完納している者

助成内容

補聴器を購入又は修理した場合、片耳につき46,007円を限度として助成します。

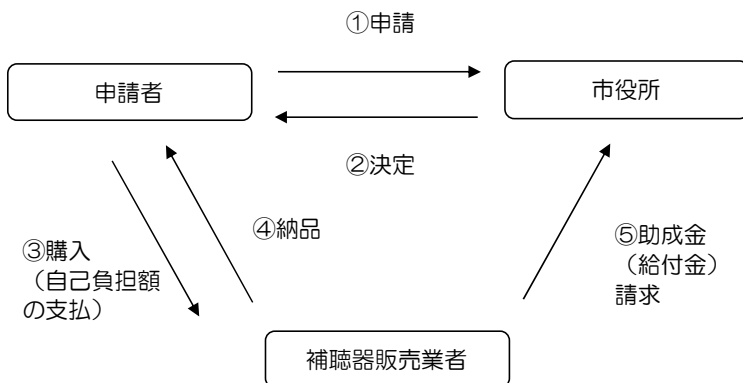
ただし、市町村民税課税世帯の場合、上記の額の90%（100円未満の端数は切り捨て。41,400円）を限度として助成します。

※その他イヤーマールド等の付属品に対しても、身体障害者補装具制度と同様の助成を行います。

(例1) 市町村民税課税世帯（所得割額46万円未満）に属する方が両耳の補聴器の助成申請を行った場合
 $41,400円 \times 2個（両耳分） = 82,800円$

(例2) 市町村民税課税世帯（所得割額46万円未満）に属する方が片耳の補聴器とイヤーマールドの助成申請を行った場合
 $41,400円（補聴器） + 8,400円（イヤーマールド） = 49,800円$

手続きの流れ(代理受領の場合)



- ①申請 **※必ず購入前に申請してください。**
【提出書類】申請書・見積書・医師意見書（注）
- ②決定
決定通知書と給付券を約2週間後に郵送します。
- ③購入
補聴器販売業者に自己負担額を支払い、給付券と委任状に必要事項を記入し、補聴器販売業者に渡してください。
- ④納品
- ⑤補聴器販売業者が助成金（給付金）を請求

（注）医師意見書は金沢市指定の様式に身体障害者福祉法第15条に規定される指定医が記入したものを提出してください。

【お問合せ先】 金沢市役所障害福祉課 電話（076）220-2291 FAX（076）232-0294